

家具転倒防止器具等取付費補助金のご案内

※本事業をご利用の際は、対象者の確認を行うため、事前に地域包括支援課（047-712-8556）へご連絡ください。

※購入日から**3か月以内**の申請が対象です。

対象者

市川市に居住し住民登録がある市民税非課税世帯で、以下①～③のいずれかに該当する方
※購入日が4～6月の場合、前年度課税状況が対象となります

- ①65歳以上のひとり暮らしもしくは高齢者世帯の方
- ②身体障害者手帳（1,2級）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者で構成された世帯の方
- ③.①②で構成された世帯の方（18歳以下の市民税非課税者が含まれる場合も対象）

助成金額

上限1万円 ※1世帯1回限り（転居や建て替えをした場合を除く。）
※予算上限に達し次第終了となります。

申請書類

- ①補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②領収書原本（購入日、購入者の氏名、機種名、事業所名、事業所印の入ったもの、対象名義のもの）
- ③家具転倒防止器具等取付後の写真（撮影日付入り・カラー写真）
- ④内訳明細書（取付工事業者等に依頼した場合）
- ⑤委任状（委任受領払いの場合）

申請書類は市川市役所第一庁舎または市公式webサイトに掲載しております。
オンライン申請も可能です。

手続きの流れ

1. 対象要件の確認

事前に電話で地域包括支援課へお問い合わせください。

2. 家具転倒防止器具等の購入、取付

ご自身で購入、取付。または取付工事業者へ依頼。

3. 申請

地域包括支援課へ上記の申請書類を提出してください。
（市公式webサイトからオンライン申請も可能です。）
なお、転入等の事情により、市川市で課税情報を確認できない場合は、非課税証明書の提出が必要です。

審査後、約一か月半後に指定口座へのお振り込み日が決定しましたら、交付決定通知書を送付します。

<オンライン申請QRコード>



<お問い合わせ先>

市川市 福祉部 地域包括支援課 管理グループ
電話番号 047-712-8556（担当）
047-334-1111（代表）

家具転倒防止器具等の取付けQ&A

Q1 家具の転倒防止方法はどのようなものがあるのか

1. L型金具やベルト式の器具等で壁や付け鴨居などに直接ネジ固定する方法
2. 家具の上部と天井の間に、ポール式（つっぱり棒式）や、すき間家具などで家具を固定する方法
3. 粘着マット式で床や壁と接着する方法 ※粘着マット式で床や壁と接着する方法

Q2 転倒・落下防止器具の値段や販売店はどこにありますか？

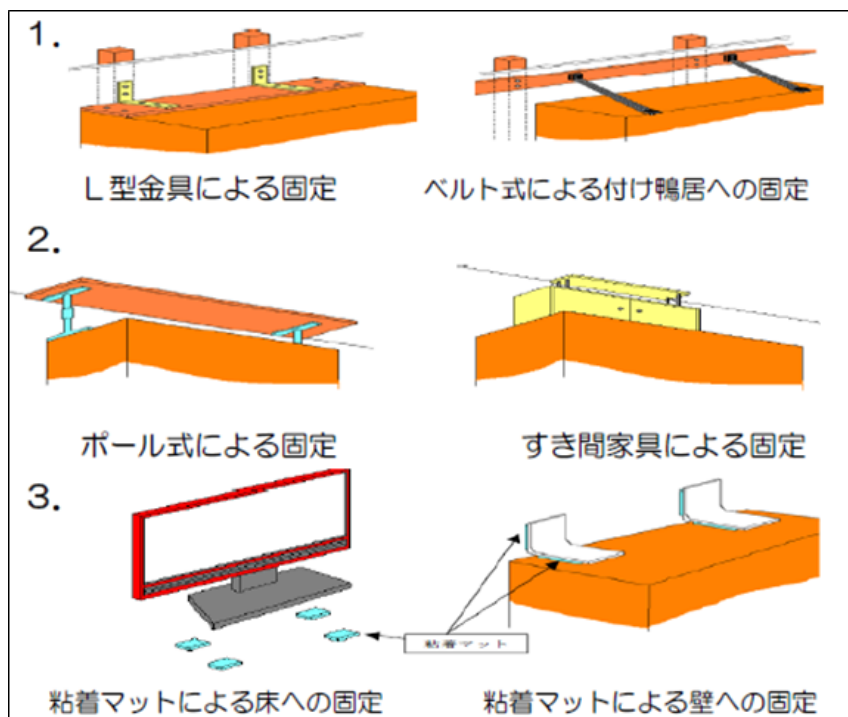
防止器具の価格は種類によって異なりますが、大半は数百円から数千円程度で購入できます。家具販売店やホームセンター、百貨店の防災用品コーナーなどで販売しています。なお、工事業者が揃えている場合もあります。

Q3 誰でも簡単に取付けられますか？

比較的簡単に取付けられますが、器具の種類や壁や天井の構造によっても異なりますので、どのように取付けるか検討して器具を求めて下さい。

Q4 すべての家具に取り付ける必要がありますか？

安全のために寝室や居間、出入り口の家具類に取り付けることをお勧めします。また、家具は倒れる向きや設置場所を考えて配置する必要があります。



家具転倒防止器具等の取付けは、器具購入店舗で取付け業者を紹介している場合がありますので、直接店舗もしくは下記団体へお尋ねください。（自主設置も可能）
また、器具の購入から付けまで、業者に委任することもできます。

本事業に協力して下さる団体
◎千葉土建市川支部 TEL047-336-5311